

第9章

運営体制の整備

第9章 運営体制の整備

1. 運営体制の整備の方向性

本計画の目的を達成するためには、整備だけでなく管理運営が重要である。目標達成に向けた運営体制の整備を行い、飛鳥宮跡の継続的で発展的な活用と地域全体のホスピタリティの向上を目指した多様な主体による保存管理と活用を推進する。

(1)管理団体を定める

- ・県が文化財保護法に基づく管理団体の指定を受けることについて、条件整備を進める。

(2)多様な主体による活用・整備・管理運営を推進する

- ・役割分担とコーディネーターを明確化し、多様な主体が飛鳥宮跡の活用を積極的に展開していくことができる体制を整備する。
- ・飛鳥宮跡の日常の維持管理やイベント開催等の運営を担う管理運営組織を設置し、歴史的風土・景観の保全と飛鳥宮跡を中心とした賑わいづくりを推進する。

(3)管理運営におけるチェック体制を確保する

- ・有識者等からなる第三者機関からの指導・助言を受けながら飛鳥宮跡の管理運営を推進する。

2. 方法

(1)管理団体を定める

・当面は所有者として、将来的には文化財保護法に基づく管理団体として、奈良県が史跡の管理にあたる。

(2)多様な主体による活用・整備・管理運営を推進する

① 関係部署の役割と連携

・飛鳥宮跡を保存・活用していくため、前章までの「保存（保存管理）」「活用」「整備」および本章の「運営体制の整備」について、発掘調査、史跡保存、史跡整備、情報発信、管理運営、世界遺産に分類し、現時点で想定される役割分担を示す。

・なお、記載される各主体は令和2年時点のものである。

ア 発掘調査

・県立橿原考古学研究所を中心として、関係する大学、国・村等の研究機関と協力しながら進める。

イ 史跡保存

・文化財保護法に基づく史跡の追加指定、公有地化、現状変更申請の取り扱い等は、奈良県文化財関係部局を中心に、文化庁、明日香村が連携して行う。

ウ 史跡整備

・史跡整備後の都市公園化も見据え、文化庁補助事業を中心に国土交通省交付金事業やその他関連する事業も活用する。

・史跡整備は奈良県文化財関係部局と公園関係部局が共同で行う。

・「明日香まると博物館」づくりとの連携については、県と村が共同で行う。

エ 情報発信

・発掘調査の成果に伴う現場説明会や遺物の展示等については、県立橿原考古学研究所を中心に、関係する大学、国・村等の研究機関と連携して進める。

・現地におけるVR等コンテンツや遺構復原、遺構表示にかかる説明などについては、第三者組織の助言等も踏まえながら文化財関係部局と公園関係部局が共同でシステムを構築し、現地の管理運営組織が運営する。

・祝祭等イベントについては、現地の管理運営組織が県の文化財関係部局や公園関係部局と連携し、開催運営する。

オ 管理運営

・史跡整備された飛鳥宮跡（一体的に活用する飛鳥京跡苑池を含む）の効率的な管理運営を行うため、現地に管理運営組織を設置する。

・管理運営組織は、史跡の維持管理、来訪者への情報発信、祝祭等イベントの開催とこれら業務に係る各種手続きを行い、整備された飛鳥宮跡の保存と活用に関する目的を達

するための取り組みを効果的に進める役割を担う。

- ・管理運営組織と奈良県文化財関係部局、公園関係部局、及び明日香村は密接に連携し、その取り組みを助ける。
- ・奈良県文化財関係部局と公園関係部局は、管理運営組織が効果的に業務を進めるための助言機関として、第三者機関を設置し、随時管理運営組織が必要な助言を得られるような仕組みづくりを行う。
- ・管理運営組織は整備計画検討段階から参画することが望ましい。

カ 世界遺産

- ・現在、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」として登録作業を進める世界遺産関係の業務については、県文化財関係部局が中心となっていく。

キ (仮称) 飛鳥宮跡保存活用連絡協議会

- ・役割分担した業務を進めるにあたり、相互の連絡調整を行うため、(仮称) 飛鳥宮跡保存活用連絡協議会を設置する。事務局は奈良県文化資源活用課及び文化財保存課とする。
- ・連絡協議会の開催は年1回以上とし、それぞれの実施策の計画や進捗状況、及び評価について報告し、意見交換を行う。
- ・メーリングリストやネット掲示板等を利用して、情報交換、照会や依頼を相互に行える環境を整える。

② 管理運営組織の設置

- ・飛鳥宮跡の保存と活用を効果的に行い、第5章に掲げた目標を達成するため、管理運営組織を設置する。
- ・管理運営組織は遺構展示や必要施設等を管理・運営し、整備された施設を利用してソフト事業を展開する。その業務は関係する各主体と密接に連携しながら、施設の維持管理と遺構の確実な保存のための措置、来訪者に対する情報発信やイベント開催等を主な業務とする。
- ・参加意欲や愛着を高めるため、管理運営組織の愛称やロゴマークを設定することも検討する。

(3)管理運営におけるチェック体制を確保する

①有識者の意見を取り入れた管理運営の推進

- ・施策の実施や経過観察において、実施計画や評価指標の推移を有識者等からなる第三者機関に示して指導・助言を受ける

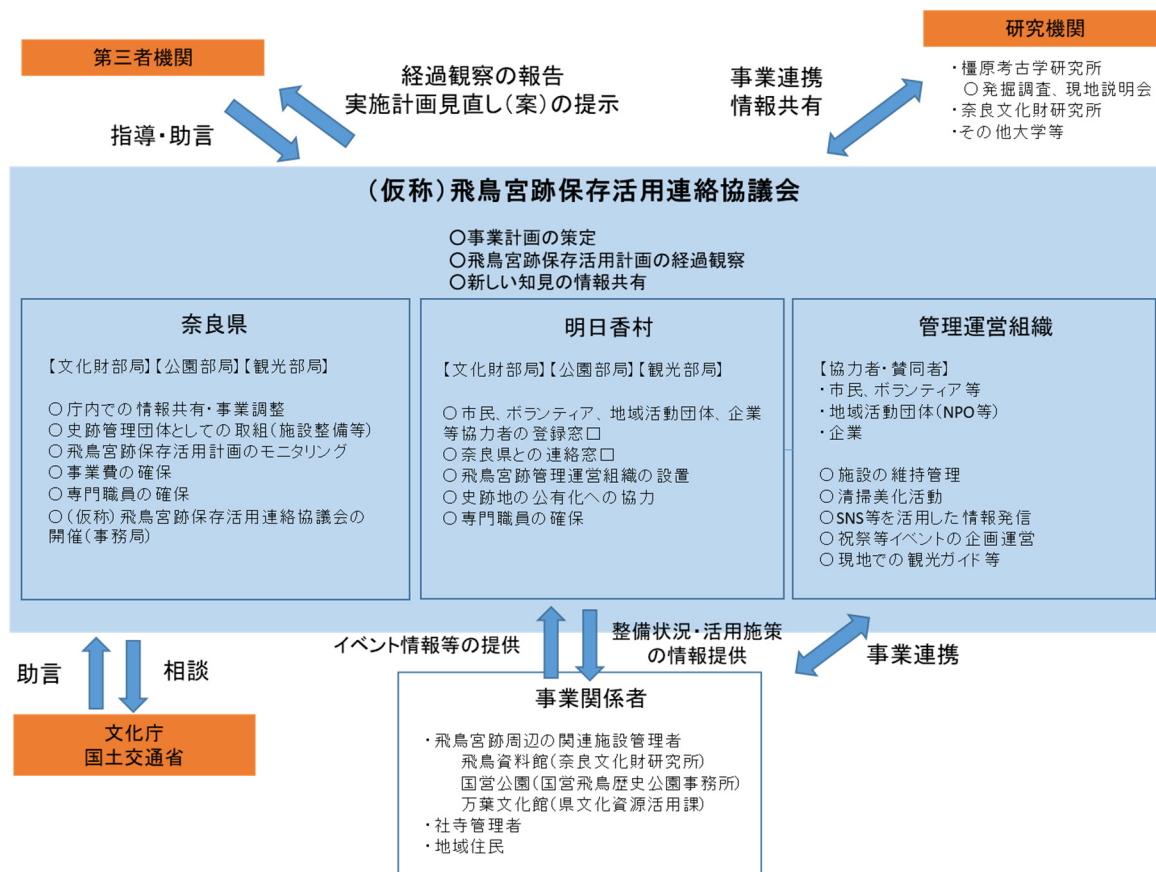


図 9-1 運営体制イメージ図